

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 平成27年第3回杉並区議会定例会において議案第57号により議決を得た「仮称成田東四丁目保育園建設建築工事」    |               |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額  | 金393,120,000円 |
|           | 変更後の契約金額   | 金396,619,200円 |
|           | 契約金額の増額  | 金3,499,200円   |
| 3 変更理由    | 工事着手後、近隣からの要望に対応したフェンスの仕様変更のほか、現場精査の結果により施工数量等に増減が生じたため。 |               |
| 4 専決処分年月日 | 平成29年1月12日   |               |